

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第159号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

「維持管理係長」
第2条第1項中 「維持管理係長」 を 「積算係長」 に改める。

第5条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 土地区画整理事業の施行に伴う移転物件及び除却物件の損失補償の査定等に関すること。ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)